

市の特産品を使ったグルメが勢ぞろい

## 12/8 第1回 はっかいちフードファイトクラブ

来場者の投票などで、市の新しい名物料理を決定する料理対決「はっかいちフードファイトクラブ」が宮島口しゃもじ広場で開催されました。エントリーされた料理は7つ。第1回優勝の座をめぐり、会場は熱気にあふれ、来場者は食べ比べなどを楽しみました。

食数、味の総合点を集計した結果、宮島町商工会青年部による「牡蠣のガーリックロール」が優勝。青年部代表の岡田翔真さんはステージ上で喜びを噛みしめ、「宮島産の新鮮な牡蠣を使った最高の料理ができた。広めていきたい」と、とても嬉しそうに話しました。出店する店舗やイベントなどは、これから検討していく予定です。



▲お砂焼きのトロフィーを持ち、喜びを語る岡田さん ▲牡蠣のガーリックロール

佐伯高校の探究学習

## 12/20 「SAEKI QUEST」最終発表会

佐伯高校の探究学習「SAEKI QUEST」の最終発表会が水と緑のまち さいき文化センターで開催されました。SAEKI QUESTは全生徒が3年間、それぞれ興味のあることをテーマに、地域や事業者の皆さんの協力を得ながら深く探究します。令和6年度の最終発表会では、予選を通過した8組が発表。最優秀賞は、教育現場の女性管理職への聞き取りの結果やデータに基づき、「女性の社会進出の遅れ」を探究した村山優羽さんでした。村山さんは「家庭での役割や女性自身の意識で社会進出が遅れている。やりたいことに挑戦していけばいいと思う」と発表しました。



▲発表する村山さん。SAEKI QUESTで生徒は将来の方向性を定め、地域は地域課題を解決する糸口を探していきます

表彰式

## 12/12 社会を明るくする運動 作文コンテスト

「社会を明るくする運動作文コンテスト」の表彰式が山崎本社 みんなのあいプラザで開催されました。社会を明るくする運動は、法務省主唱のもと、犯罪や非行のない安全で安心な社会を目指す、地域に根ざした全国的な運動です。

小中学生を対象に、明るい社会を目指すための作文が募集され、全344点の応募の中から、10点が選ばれました。表彰式では、入選者を代表し、阿品台東小学校6年山口千熙さん、四季が丘中学校1年今田蒼空さん、廿日市中学校2年岩本実乃梨さんが、相手の気持ちを思いやる温かい社会となるよう思いを込めて作文を読み上げました。



▲入賞者の皆さんで記念撮影しました

若鯉たちが大野へやってきた

## 1/9 広島東洋カープ 2025年度新入団選手激励会

2025年度から新たに広島東洋カープに入団する8人の新人選手が、転入手続きのために大野支所へ来所しました。市は選手たちの活躍を願って激励会を開催し、記念品として特産品のいちご、切りバラ、けん玉を贈呈しました。

また、手続きを待つ間には、市職員によるけん玉教室を開催。けん玉の技をレクチャーすると、選手たちは早々とコツを掴んで技を成功させました。

選手たちは、大野寮を拠点に一軍を目指して練習に励みます。廿日市市民としてプロ野球選手の第一歩を迎える若鯉たちの今後の活躍に期待したいです。



▲激励のあいさつを聞く選手8人

## 廿日市税務署からのお知らせ

問い合わせ 廿日市税務署 ☎1217

### ■ 自宅で確定申告ができます

スマートフォンまたはパソコンとマイナンバーカードを利用して、自宅で申告書などを作成し、申告ができます。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額などを入力するだけで、自動計算により申告書が完成します。また、マイナンバーカードを利用してマイナポータル経由で、各種控除証明書などのデータを一括取得し確定申告書の該当項目へ自動入力することもできます。申告会場に出向くことなく、手続きを行うことができますので、ぜひ利用してください。



### ■ 所得税の確定申告が必要な人

- ・ 所得税を納付する人（公的年金収入のみで支払総額400万円以下の人を除く）、所得税の還付を受ける人
- ・ 給与所得者で年末調整された給与以外の所得（年末調整されていない給与収入、営業、報酬、地代、家賃、生命保険の一時金などの所得）の合計が20万円を超える人
- ・ 公的年金などの収入金額が400万円以下の年金所得者で、公的年金に関する雑所得以外の所得（給与、営業、報酬、地代、家賃、生命保険の一時金などの所得）の合計が20万円を超える人
- ・ 営業などの収入がある人、青色申告をしている人、土地、建物、株式などの譲渡所得がある人

所得税の確定申告をする人で次のいずれかに該当する場合は税務署の会場で申告が必要です

- ・ 青色申告をする人、または農業所得、営業所得、不動産所得がある人
- ・ 土地の譲渡所得や株式譲渡所得などの分離課税所得の申告をする人
- ・ 住宅ローン控除1年目の人

## 軽自動車に関するお知らせ

### ■ 納税証明書（継続検査用）の送付を廃止します

問い合わせ 税制収納課 ☎9110

三輪および四輪の軽自動車は、継続検査窓口で納税証明書の提示が原則不要（4月から二輪の小型自動車も対象となる予定）となったため、軽自動車税（種別割）を口座振替で納付した人に送付していた納税証明書（継続検査用）の送付を廃止します。納税証明書（継続検査用）が必要な場合は、窓口または郵送で請求してください。

詳しくは、市ホームページを確認してください▼



### ■ 軽自動車の廃車・名義変更の手続きは4月1日まで

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点で原動機付自転車や小型特殊自動車、二輪・四輪の軽自動車を所有する人に課税されます。車両の廃車・名義変更などは、4月1日(火)までに手続きを済ませてください。

回収業者に引き渡す場合も、必ず廃車手続きが必要です。廃車手続きが完了しないと、軽自動車税（種別割）が課税されます。

軽自動車税（種別割）は、主な定置場がある市町村で課税されます。進学や就職、転勤などで置き場所を変える場合は、車種に応じた手続き先で、必ず住所変更の手続きをしてください。

#### 名義変更・住所変更・廃車の手続き先

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車

市役所課税課 ☎9114および各支所

二輪の軽自動車(250cc以下)・二輪の小型自動車(250cc超)

中国運輸局広島運輸支局 ☎050(5540)2068

軽四輪自動車(三輪含む660cc以下)

軽自動車検査協会広島主管事務所 ☎050(3816)3080

#### 市での手続きに必要なもの

- ・ ナンバープレート
- ・ 本人確認書類
- ※譲られたバイクを登録するときは、譲渡証明書が必要です

